

令和5年6月議会

教育こども委員会報告資料

報告第12号

訪問指導中の事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について・・・1頁

こども未来局

報告第 12 号 訪問指導中の事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

1 事故発生日時

令和 5 年 3 月 1 日 午前 10 時 40 分頃

2 事故発生場所

福岡市東区〇〇〇〇の相手方所有する家屋内

3 相手方

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。

4 事故の概要

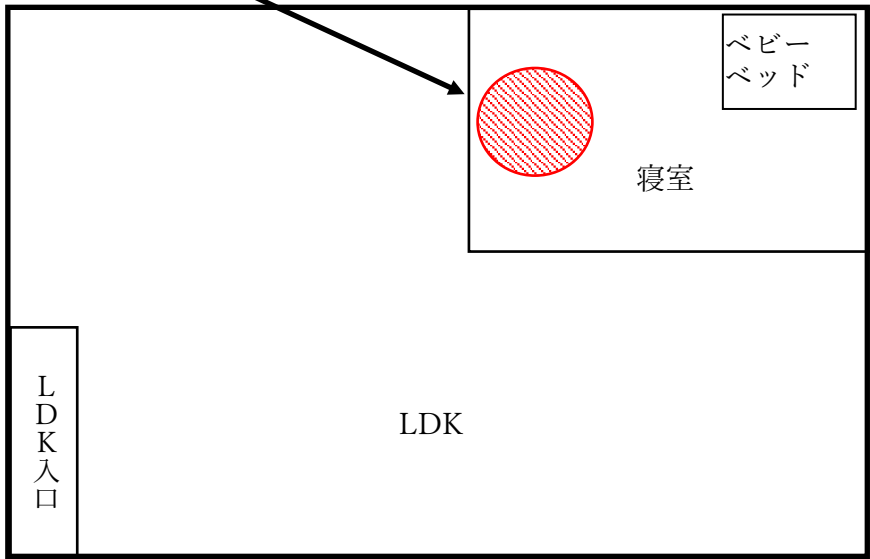
市内東区所在の相手方〇〇〇〇氏が所有する家屋において、東区役所保健福祉センター地域保健福祉課所属の職員が、新生児の訪問指導を行っていた際、体重計をかばんに収納しようとしたところ、当該体重計の部品を落下させ、当該部品が当該家屋の床板に接触してこれを破損させ、損害を与えたものである。

5 損害賠償額

20,000 円

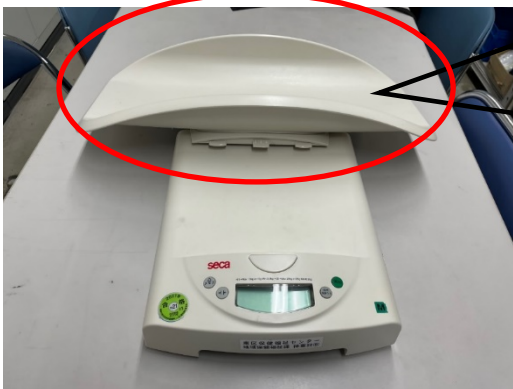
本市の責任については、新生児の訪問指導を行った職員の過失を認めたもの。

【家屋内】発生箇所



体重計

落下したベット部分



ベッド部分裏側



床を傷つけた底部角

破損したフローリング床材



破損部位
長さ約 10.5cm